

2 要求水準書に関する質問（第2回）に対する回答

No.	ページ	項目					要求水準書に関する質問の内容	回答
1	3	第10	4	(1)			「本要求水準書で定める水準と同等又はそれ以上の提案を行うもの」との記載がありますが、例えば市民の利用率向上及び利便性向上のために一部屋根付きテニスコートの提案をする場合、本事業の要求水準を満たしていれば、要求水準以上の提案であり、自由提案事業ではないとの理解でよろしいでしょうか。（事業者の利用は「選定事業者の優先利用枠」内での利用とします。）	その理解で結構です。
2	21	第3	1	(2)	ア		■環境や経済性に配慮した整備を行う 本項目に対応して設置する太陽光発電施設に関して、確認いたします。入札説明書に関する質問回答の5のご回答の解釈は、自由提案事業でない建築物の環境設備としての太陽光パネルの設置に当たっては、建物使用料もしくは土地使用料は納付しなくても良いと判断してよろしいでしょうか。	太陽光発電設備については、「本公園の目的に合致し、環境負荷の低減に資するものである場合（発電した電力を本施設で使用する場合）」について、設置を認めます。 公園施設（自由提案事業を除く。以下、本項において同じ。）における太陽光発電設備の設置にあたっては、公共建築物の環境設備として設置し、市に引渡す場合は、建物使用料は生じませんが、公園施設を使用し、自由提案事業として設置する場合は、要求水準書（修正版）別紙15に記載する建物使用料を納付していただきます。
3	21	第3	1	(3)	ア		(前回回答：No41)に関連して、建設業務に係る費用の中に、(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画・基本設計業務(追加)で示された数量表(事業区域外付帯事業区域)の工種(電線共同溝0121号線、道路整備工事 道路拡幅 公園外市道等)は、含まれないと考えて宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
4	24	第3	2	(2)	イ	(7)	造成高はT.P.+1.5mを基本とし・・・とありますが、切土・盛土造成を行い、各施設基盤を構築した最終的な仕上げ基面の計画高がTP1.5mの考えでしょうか。又は切土・盛土を行った造成基面の基準がTP1.5mであり、各施設基盤を構築した最終的な仕上げ面FHは、選定事業者の提案の考えでしょうか。(仮称)柳島スポーツ公園貸与資料一式 02(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画・基本設計業務委託 05図面データ 図面番号5の仕上げ別造成高表の内、造成高・計画高がありますが、この内造成高の基準がTP1.5m、計画高の基準がTP1.5mのどちらでしょうか。	要求水準書(修正版)24頁に記載するとおり、T.P. 1.5mは造成工事の仕上げ高さとなります。 詳細なレベル設定については、施設の機能性、水はけを考慮し、民間事業者からご提案ください。
5	24	第3	2	(2)	イ	(7)	「造成高T.P.+1.5m」の「造成高」は、造成工事の仕上げ高さであり、舗装面等の「計画高さ」ではないという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
6	25	第3	2	(2)	イ	(7)	整備事業区域と市道0121号線のすり付けに必要な盛土用の土砂は、基本設計に従い市が6,000m <sup>3</sup> を工事着手までに確保するとありますが、詳細設計において、盛土量が6,000m <sup>3</sup> 以下となった場合、土量の調整は可能でしょうか。又、搬入時期はいつでしょうか。	整備事業区域と市道0121号線のすり付けに必要な盛土量が6,000m <sup>3</sup> 以下となった場合については、公園敷地内の造成計画で調整してください。土砂の搬入は平成26年8月を目途に搬入します。
7	25	第3	2	(2)	イ	(7)	「整備事業区域と市道0121号線のすり付けに必要な盛土用の土砂は、基本設計に従い市が6,000m <sup>3</sup> を工事着手までに確保する。」とありますが、提供される土砂6,000m <sup>3</sup> は、市道0121号線の拡幅部の下部に使用するものとして計算された数量と考えてよろしいでしょうか。	市が確保する6,000m <sup>3</sup> の土砂については、市道0121号線の拡幅部の下部に使用するものではなく、整備事業区域と市道0121号線に生じる段差のすり付けに必要な土量として計算しています。
8	25	第3	2	(2)	イ	(7)	第1回質問回答 要求水準書に関する回答16において建物や調整池等は液状化発生時においても、日常機能を確保できるようにしてくださいとの回答がありますが、調整池等とは、具体的に何処を考えているかご教示ください。污水管・雨水管・マンホール・給水管は、容易に復旧できるものと判断し、液状化対策を実施しなくてよいと考えて良いでしょうか。	地下式調整池の設置箇所については、既存下水道への接続を考慮し、民間事業者の提案に委ねます。また、マンホール、管渠等についても日常機能を確保できるよう考慮し、提案してください。
9	25	第3	2	(2)	イ	(7)	学校用地(市有地)は、別紙2①の部分で、舗装を行う考えでしょうか。	要求水準書(修正版)44頁に記載するとおり、歩行者及び自転車が通行でき、災害時における柳島小学校との連携を考慮し、経済性や維持管理などを踏まえたうえで、周辺と一体となったものを提案してください。

2 要求水準書に関する質問（第2回）に対する回答

No.	ページ	項目						要求水準書に関する質問の内容	回答
10	25	第3	2	(2)	イ	(ウ)	(前回答：No.16)を踏まえて、地下式調整池において詳細なボーリング調査及び支持力確認調査により、液状化発生時に日常機能を確保するための特別な対策（地盤改良や杭基礎形式）が必要な場合は、設計変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	ご質問の調査は、事業契約書（案）（修正版）第34条第1項に基づく選定事業者が自己の費用負担にて実施する各種調査であるため、設計変更協議の対象となりません。ただし、第13条第1項に該当する場合については、この限りではありません。	
11	26	第3	2	(2)	ウ	(7)	有料の健康遊具及び複合遊具を設置することは可能かご指示下さい。またその際、設置した遊具に土地使用料は発生するかご指示下さい。	基本計画の施設整備基本方針では、「市民の利用に重点を置いた公園づくりとして、誰もが利用でき、健康づくりや体力づくりのできる施設をめざす」としており、原則、無料の遊具の設置を考えています。また、無料施設とは別に自由提案施設として有料遊具を設置する場合は、要求水準書（修正版）別紙15に記載する土地使用料を市に納付していただきます。	
12	28	第3	2	(2)	ウ	(1)	今回設置する公園内の障害者用トイレには全てオストメイトが必要でしょうか。	公園内には、必ず1つ以上、障害者用トイレにオストメイト対応設備を設置することとし、公園全体の施設配置を考慮した中で、適切な配置となるように民間事業者の提案に委ねます。	
13	29	第3	2	(3)	ア	(7)	陸上競技場において投てき競技は年間どのくらい行うのでしょうか。年間数回しか使用しないのであれば、投てきに関しては利用禁止として、人工芝グラウンドの要求水準を投てき仕様ではなく、サッカーラグビー等ができる水準に引き上げていただけませんか。利用数が少ないのであれば可能ではないでしょうか。	要求水準書（修正版）別紙13に記載するとおり、既存の相模川河畔スポーツ公園においては、年2回、陸上競技大会が開催されています。本事業で整備する総合競技場のインフィールドについては、多様な利用者のニーズに対応するために、サッカーやラグビー等の球技や学校教育の体育にも利用できるとともに、公認陸上競技場として投てき種目にも対応可能な人工芝を採用してください。	
14	29	第3	2	(3)	ア	(7)	総合競技場のインフィールドは人工芝とし、公認第3種の基本仕様に準拠することとあります。基本設計書にあります、インフィールド人工芝の仕様（ロングパイル人工芝 t=55～65）では、やり投げ等投てき競技の利用には、対応しておりません。投てき競技利用に対応可能な人工芝を調べたところ、基本設計書に示されている人工芝よりも建設及び維持管理コストが、過大にかかることと想定されます。貴市のインフィールド人工芝の仕様についてのお考えを教えてください。	基本設計 設-151「総合競技場標準断面図」において、インフィールド人工芝の表層ロングパイルについては、t=55～65mmとなっており、投てき種目に対応した規格ではありませんが、要求水準書（修正版）の作成に当たっては、投てき種目に対応するものとして費用面も含めて見直しを行っております。要求水準書（修正版）に記載するとおり、本事業で整備する総合競技場のインフィールドについては、投てき種目に対応した人工芝を敷設していただきます。	
15	29	第3	2	(3)	ア	(7) (エ)	公認陸上競技場第3種に準じるためにインフィールド人工芝の投てき競技対応が求められますが、サッカー利用も想定されている中、人工芝の仕様を求める機能が相反することも想定されます。これまでの市と関係競技団体等のご協議の中で、サッカー利用と投てき利用のいずれかを優先させるといったご意見、方針等ございましたでしょうか。	関係団体等との協議において、投てき種目とサッカー等の利用に関する優先順位等に対する意見や方針等はありません。	
16	29	第3	2	(3)	ア	(7) (エ)	陸上競技場のインフィールドが人工芝ですが、やり投げ競技の実施は必須条件でしょうか。	その理解で結構です。	
17	29	第3	2	(3)	ア	(7) (エ)	上記、やり投げ競技の実施が必須条件である場合、使用するロングパイル人工芝は槍が刺さる必要がありますが、想定されている人工芝の構造（パイルの長さ、充填物の種類と充填厚、下地舗装の種類・仕様など）の詳細をお示ください。	人工芝については、投てき種目において投てき痕等が判定できる仕様とし、その構造については、民間事業者の提案に委ねます。	
18	29	第3	2	(3)	ア	(エ)	陸上競技場の使い方、サッカー等の球技と陸上競技との使用配分を想定されている場合、その割合をお示ください。また相模川河畔スポーツ公園の利用実績ではサッカー利用がほとんどですが、本陸上競技場においてどちらの競技も利用要望が多い場合、優先順位や利用配分の決定方法をお示ください。	本競技場の一般利用及び優先予約利用において、種目別の使用配分や優先順位の基準はありません。	
19	29	第3	2	(3)	ア	(エ)	インフィールドのラグビー使用は必須でしょうか。必須の場合、ラグビー実施時には、投てきエリアがインゴール部分となるため、そのエリアに仮設で人工芝を敷設する考えでよろしいでしょうか。	ラグビーの利用は必須です。後段については、その理解で結構ですが、仮設としない方法等のご提案は可能です。	

2 要求水準書に関する質問（第2回）に対する回答

No.	ページ	項目						要求水準書に関する質問の内容	回答
20	30	第3	2	(3)	イ		テニスコートを他の種目のスポーツと兼用する提案は可能かご教示下さい。	市内において、テニスコートの稼働率は非常に高いことから、4面はテニス専用としてください。 専用テニスコート以外のテニスコートを設置する場合には、他の種目と兼用する際に、利用者の安全を確保する管理体制が確立したうえで、他の種目と兼用することを認めます。	
21	30	第3	2	(3)	イ	(7)	テニスコートについて、コート周辺寸法の要求水準をお示しください。	テニスコートについては、日本テニス協会及び日本ソフトテニス連盟の定める規定や屋外体育施設の建設指針（（公財）日本体育施設協会）を踏まえたくうえで、民間事業者の提案に委ねます。	
22	31	第3	2	(4) (5) (6)			インフラ関係（上下水、電気等）の引き込み・接続位置について、示されている位置から変更することは可能でしょうか。	要求水準書（修正版）に記載する条件を満たし、要求水準書（修正版）別紙4「周辺インフラ整備状況図」を参照したうえで、最新の周辺状況を踏まえ民間事業者の提案に委ねます。	
23	36	第4	1	(6)			CASBEEのB+ランク以上について、スタンド棟、器具庫や便所棟についても遵守する必要がありますでしょうか。	要求水準書（修正版）に記載するとおり、建築物の用途、延床面積に関わらずCASBEEのB+ランク以上となるようにしてください。	
24	37	第4	2	(1)			「メインスタンドには屋根を設置すること」とありますが、設置する範囲についてはどのように考えたらよろしいでしょうか。基本設計の参考図ではスタンドの一部のみしか覆われておらず、雨よけ等の機能としては中途半端なように考えられます。	基本設計では、関係機関との協議のうえ、最低限必要な範囲を示しております。これ以上の面積については、民間事業者の提案に委ねます。	
25	43	第4	2	(4)	エ		「利用者エレベータは障がい者、高齢者、及びストレッチャー対応とし、出入口は競技用車椅子に対応できる幅を確保すること」とありますが、スタンド以外の部分に提案としてエレベーターを設置する場合には、利用実態に即した仕様としてもよろしいでしょうか。	本公園の利用者が搭乗することを想定していないエレベーターをご提案頂く場合は、利用実態に即した仕様としていただいで結構です。	
26	45	第5	3				第1回質問回答により市道0121号線拡幅工事は、今回の（仮称）柳島スポーツ公園整備事業費に含まれていないと回答がありましたが、貸与資料05（仮称）柳島スポーツ公園道路詳細設計業務委託市道0121号線設計が含まれないと理解してよいでしょうか。	その理解で結構です。	
27	48	第6	2	(5)			「説明会等から出された意見については、市と協議の上、可能な限り設計に反映すること。」とありますが、「可能な限り」とは市と協議しながら要求水準書に従い選定事業者が最終的に判断すると解釈して宜しいでしょうか。	説明会等から出された意見への対応については、市と選定事業者が協議して決定しますが、最終決定権は市が有します。なお、設計に反映する際に、要求水準書の変更を伴う場合は、事業契約書（案）（修正版）第14条の規定によります。	
28	48	第6	2	(7)	ア		「各種審議会からの意見については、市と協議の上、可能な限り設計に反映すること。」とありますが、「可能な限り」とは市と協議しながら要求水準書に従い選定事業者が最終的に判断すると解釈して宜しいでしょうか。	各種審議会からの意見への対応については、市と選定事業者が協議して決定しますが、最終決定権は市が有します。なお、設計に反映する際に、要求水準書の変更を伴う場合は、事業契約書（案）（修正版）第14条の規定によります。	
29	48	第6	2	(7)	イ		「各種関係団体からの意見については、市と協議の上、可能な限り設計に反映すること。」とありますが、「可能な限り」とは市と協議しながら要求水準書に従い選定事業者が最終的に判断すると解釈して宜しいでしょうか。	各種関係団体からの意見への対応については、市と選定事業者が協議して決定しますが、最終決定権は市が有します。なお、設計に反映する際に、要求水準書の変更を伴う場合は、事業契約書（案）（修正版）第14条の規定によります。	
30	48	第6	2	(7)	イ		現在、市で考えられている協議を必要とする各種関係団体名をご教示願います。	平成26年2月16日に公表した要求水準書（案）に関する質問No96の回答をご覧ください。	

2 要求水準書に関する質問（第2回）に対する回答

No.	ページ	項目						要求水準書に関する質問の内容	回答
31	61	第9	1	(4)			「環境汚染等の発生防止に努めるとともに、環境負荷の抑制、省資源、省エネルギー等に配慮し、…」とありますが、現施設での光熱水の使用量やそれに関わる経費などをご開示ください。	既存の相模川河畔スポーツ公園の平成24年度光熱水費は、次のとおりです。 電気料金：179,069円 水道料金：0円（※） 下水道料金：0円（※） ガス料金：0円 （※）井戸水を使用	
32	63	第9	2	(1)	イ		「建築物内外の通行等を妨げず、運営業務に支障をきたさないこと」とありますが、本事業の敷地内の事と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
33	64	第9	2	(3)	イ	(7)	「運転時期等の調整が必要な設備に関しては、市と協議して運転期間や時間等を決定すること。」とありますが、市が想定する調整の必要な設備とはどのような設備となりますでしょうか。	電気設備、機械設備、空気調和設備、給排水衛生設備、監視制御設備及び防災設備等の設備を想定しています。	
34	65	第9	2	(4)	イ	(7)	備品等の破損が利用者などの事業者の過失でない場合においては、その当事者に賠償してもらい、台帳にその旨の記載を行えばよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
35	65	第9	2	(5)			本業務における「定期清掃」及び「特別清掃」における洗浄水の排水については、持ち帰る必要はありますか。	洗浄水の排水については、下水道法及び茅ヶ崎市下水道条例に基づく排除基準を遵守し、公園内に敷設する汚水管へ排水してください。なお、基準を満たさない場合については、選定事業者の責任において処分してください。	
36	66	第9	2	(5)	ア	(エ)	ごみの処分は、事業系廃棄物として取扱い、有償にて処分する事となりますか。	その理解で結構です。	
37	66	第9	2	(5)	ア	(エ)	現施設での年間のゴミ処分量などを開示ください。	既存の相模川河畔スポーツ公園については、ごみの持ち帰りを基本としていることから、具体的な処分量は把握しておりません。	
38	66	第9	2	(5)	イ	(7)	「ごみ処理業務については、市の分別方法に従うとともに、・・・」とありますが、処分については行政の処分場に持ち込むこととし、処分費も減免されると考えてよろしいでしょうか。	事業系一般廃棄物については、茅ヶ崎市環境事業センター又は民間処分業者へ持ち込むこととなります。また、産業廃棄物については、茅ヶ崎市環境事業センターへの持ち込みはできませんので、民間処分業者へ持ち込むこととなります。なお、いずれの場合も処分費用が減免されることはありません。	
39	66	第9	2	(5)	イ	(4)	a (c)	消耗品（トイレトペーパー、水石鹸等）とありますが、施設側で用意すべき消耗品の想定が他にもございましたら、ご教示ください。	民間事業者の提案に委ねます。
40	67	第9	2	(5)	イ	(7)	a (d)	「屑入れや吸殻入れ等は、ごみ・吸殻等を所定の場所に処理し、あふれていないこと。」とありますが、夜間やスポーツを行う施設であり、公園等においても屑入れなどの設置は行っていない施設が多いと思われます。本施設においては、ごみ・吸殻入れの設置を公園の中でおこなわなければならないでしょうか。	ごみは原則として持ち帰るということを利用者に徹底することとし、屑入れや吸殻入れの設置については、民間事業者の提案に委ねます。日常清掃として、「屑入れや吸殻入れ等は、ごみ・吸殻等を所定の場所に処理し、あふれていないこと。」を要求水準書（修正版）において求めており、その手法については、民間事業者の提案に委ねますが、維持管理・運営でのモニタリングの対象となる点を踏まえ提案をしてください。
41	67 68	第9	2	(5)	イ	(4) (9)	c b	「排水溝及びマンホール等の清掃等」及び「地下式調整池の清掃等」において取り除いた汚泥、堆積した土砂については市の処分場に持ち込むこととし、処分費は減免または無償と考えてよろしいでしょうか。	堆積した土砂の処分先については、民間事業者の提案に委ねます。なお、市の処分場に持ち込んだ場合においても、処分費の減免はありません。
42	68	第9	2	(5)	イ	(7)	a (b)	消耗品（トイレトペーパー、水石鹸等）とありますが、施設側で用意すべき消耗品の想定が他にもございましたら、ご教示ください。	質問No39の回答をご覧ください。

2 要求水準書に関する質問（第2回）に対する回答

No.	ページ	項目							要求水準書に関する質問の内容	回答
43	68	第9	2	(5)	イ	(ウ)	a	(c)	「屑入れや吸殻入れ等は、ごみ・吸殻等を所定の場所に処理し、あふれていないこと。」とありますが、夜間やスポーツを行う施設であり、公園等においても屑入れなどの設置は行っていない施設が多いと思われます。本施設においては、ごみ・吸殻入れの設置を公園の中でおこなわなければならないでしょうか。	質問No40の回答をご覧ください。
44	68	第9	2	(5)	イ	(ウ)			不法投棄等の事由にて敷地内に投棄されたごみ等についても、事業者の経費にて処分を行わなければならないでしょうか。	選定事業者から不法投棄した者に対して撤去するよう求めてください。なお、不法投棄した者が撤去の求めに従わない場合や、不法投棄した者が把握できない場合、市に速やかに報告したうえで、選定事業者の経費にて処分してください。
45	82	第10	3	(2)	オ	(ウ)	b		「飲食物及び物品等提供販売業務に係る光熱水使用量を施設ごとに別計測し、その費用は選定事業者が負担することとする。」と記載がありますが、上記以外の運営業務に係る光熱水費については御市の負担との認識でよろしいでしょうか。	光熱水費は選定事業者が支払いますが、事業契約書（案）（修正版）別紙10に記載するとおり、運営業務のうち開園準備業務に係る光熱水費はサービス購入費A-2に、運営業務のうち開園準備業務、飲食物及び物品等提供販売業務、スポーツ教室事業の実施業務、自由提案事業を除く業務に係る光熱水費はサービス購入費B-2に含まれます。
46	84	第10	3	(4)	ウ	(イ)			自由提案施設での広告物の設置及び広告物設置者からの使用料収入は、自由提案事業者の収入で良いか。また、自由提案施設内でも設置場所、内容について市の許可が必要か。	自由提案施設での広告物収入については、その理解で結構です。広告物の設置場所については、自由提案施設の建物内に限るものとし、事業契約書（案）（修正版）第68条第1項に規定する市の承諾を得ることとします。また、広告物の内容については、「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針」及び事業契約書（案）（修正版）第68条第5項各号の規定を遵守してください。
47	84	第10	3	(4)	ウ	(イ)			ネーミングライツでの収入は、事業者の収入として良いか。	ネーミングライツについては、別途市が定める基本方針により導入する予定です。現在11月を目途に基本方針の策定を進めているところであり、その中には、ネーミングライツ導入による収入の一部を事業者の収入とできるように規定することも想定しています。ただし、現時点では未確定のため、ネーミングライツの提案に係る収支については、審査の対象外とします。
48	85	第10	3	(6)	イ	(ウ)			第1回質問にて「夜間等の防犯対策は機械警備で可」との回答でしたが、BTO事業にて選定事業者資産の設置を前提とするレンタル契約は可能でしょうか。	事業期間が終了した時においても、要求水準書（修正版）41頁「(ス)防犯管理設備」に記載する要件を満たすことを条件として、防犯管理設備等をリースやレンタルにより調達することは可能とします。なお、リースやレンタルにより調達する場合においても、先工確認時に要求水準書（修正版）に記載する「(ス)防犯管理設備」の要求水準が満たされていることを確認します。
49	85	第10	3	(6)	イ	(ウ)			BTOの事業で事業者管理資産設置を前提としたレンタル契約は可能でしょうか	質問No48の回答をご覧ください。
50	85	第10	3	(6)	イ	(ウ)			「防犯カメラを設置した場合…画像データの保護を行うこと」とありますが、どの程度の保管期間を想定すればよろしいかご教示ください。	要求水準書に関する質問（第1回）No34の回答をご覧ください。
51	別紙8								スポーツ教室（テニス・サッカー）での総合競技場もしくはテニスコートをを使用する場合の使用料金を一般利用者とは別の使用料金設定をしても良いか。	入札説明書5頁に記載するとおり、総合競技場及びテニスコートを使用する場合の利用料金については、民間事業者からの提案を踏まえ、別途市が定める条例で規定するものであり、変更することはできません。ただし、それとは別に教室参加費については、民間事業者の提案により設定することを可能し、民間事業者の収入とします。なお、要求水準書（修正版）で求めるスポーツ教室事業の実施に当たって、市に納付する費用はありません。
52	別紙8								スポーツ教室（テニス・サッカー）での総合競技場もしくはテニスコートで夜間照明を使用する場合の使用料金を一般利用者とは別の使用料金設定をしても良いか。	質問No51の回答をご覧ください。
53	他								本事業において、利用できる建設残土等はあるでしょうか。ある場合は、その量の概算値をご提示ください。	要求水準書（修正版）24頁に記載するとおり、造成高の基準をT. P. + 1.5mとして土量を計算しており、利用できる建設残土は発生しないものとしています。